

七飯町子ども・子育て応援基金条例の概要

財政課

1 制定理由

現在、町が取り組む重要施策の一つに、子育てをしやすい環境づくりの整備をはじめ、教育環境の充実といった、七飯町の未来を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て世帯が安心して「子どもを産み、育てられる」ことができるよう、町独自の「子育て支援策」が今後ますます必要とされております。

また、このことについては、令和5年度の一般会計当初予算においても、新たに町独自の子育て支援の予算を計上させていただきましたが、今後もこれらを継続し、さらには新たな支援策の拡充を進めてまいりたいと考えております。

そのため、町独自の子育て支援施策を継続的に実施していくためにも、七飯町の未来を担う子どもたちへの応援や、子育て世帯への支援が一層図られるような施策に充てることのできる基金を設置し、各年度において生じた余剰金をこの基金に積み立てることにより、後年度の子育て支援施策をより充実させることができることから、この基金条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 第1条は、この基金の設置規定とあわせて、基金の目的を規定しています。
- (2) 第2条は、積立額を規定し、基金への積み立ては予算で定める金額としています。
- (3) 第3条は、基金に属する現金の保管方法を定めております。現在設置している各基金は、定期預金により保管しておりますが、必要に応じて有価証券に代えることができることも規定しております。
- (4) 第4条は、運用益金の処理について定めており、基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとしています。
- (5) 第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を一時的に歳計現金に繰り替えて運用することができることを、他の既存基金と同様に規定しています。
- (6) 第6条は、基金を処分することができる事業を規定しており、基金を充てることのできる事業は、子育て支援、教育支援その他子ども施策に関する事業としております。
- (7) 第7条は、基金に属する現金の保全として、金融機関に保険事故が発生したときは、当該預金に係る債権と金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができることを規定しております。
- (8) 第8条は、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる委任規定を定めております。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。